

佐渡汽船ジェットフォイル衝突事故に対する決議

3月9日に発生した佐渡汽船のジェットフォイル衝突事故は、姫崎灯台の東北東5.5キロメートル付近で、海洋生物と衝突したものである。この事故により乗客乗員125人のうち重症者を含む80人がけがを負い、ドクターヘリは山形県からの支援を含め3機、新潟県防災ヘリ1機、救急車、消防車両など多数が出動しその救護にあたった。

新潟県は、佐渡汽船株式会社の最大株主であり、その成り立ちからも、また本土と佐渡を結ぶ唯一の交通体系を維持管理すべき立場からも事故の処理、高速交通の運航上の安全対策、さらには風評被害が予測される佐渡島内の産業などに対する支援策が必要であると考えられる。

よって、新潟県、佐渡市及び佐渡汽船においては下記の事項について全力で取り組むことを要望する。

記

1 事故対応と対策

- (1) 佐渡汽船は、けがをされた人の健康回復への対応及び経済的支援などに万全を期すこと。
- (2) ジェットフォイルについて高速交通に資するための安全対策を早急に講ずるとともに緊急時における対策に万全を期すこと。
- (3) 佐渡と本土の交通体系については、長期展望に立ち、検討を急ぐこと。

2 佐渡島内の経済対策支援

- (1) 風評被害が島内の全ての産業分野におよぶことが考えられ、今後の被害予測は不可能である。よって長期にわたる万全な支援対策が必要である。
- (2) 観光客誘致はもちろん、全ての交通機関の安全対策及び経済的支援を含む長期展望に立った対策強化が必要である。

平成31年3月22日

新潟県佐渡市議会